

入札参加資格申請内容に変更が生じたときは、変更届(国交省統一様式及び岡山県様式に準ずる様式でも可)を提出してください。

なお、変更内容により添付書類も提出してください。

変更内容	添付書類
商号又は名称	・建設業許可変更届出書の写し(建設工事)※許可行政庁の收受印のあるもの ・登録証明書等の写し(測量・建設コンサルタント等)
所在地	
代表者(職名・氏名)	
電話・FAX番号	必要なし
委任先営業所名	・委任状
委任先所在地	
受任者(職名・氏名)	
委任先電話・FAX番号	必要なし
営業所専任技術者	・営業所専任技術者調書 ※本市様式
取引口座	・債権者登録申出書 ※本市様式
許可区分の変更	・許可通知書の写し ※一般⇒特定、特定⇒一般
許可業種の廃業	・建設業廃業届、建設業許可変更届出書の写し(建設工事)
部門登録等の削除	・登録又は削除通知の写し(測量・建設コンサルタント等)
営業所の廃止	必要なし
入札資格申請の取下	・入札参加資格取下書 ※変更届不要

## 2.届出の必要がない変更内容

- ・通常の許可更新
- ・委任関係のない営業所の変更事項
- ・代表者以外の役員の変更
- ・決算期の変更
- ・資本金の変更
- ・使用印鑑の変更
- ・本社、営業所のメールアドレスの変更
- ・許可換え(大臣⇔知事)
- ・許可業種の追加
- ・建設・補償コンサルタント部門登録の追加
- ・地質調査業者登録の追加

## 3.新しい経営事項審査の総合評定値通知書を取得した場合

その都度書類の写しを提出していただく必要はありません。

通知書取得の時期により次のとおり提出をお願いします。

- ・翌3月が、指名願いの提出にあたる場合は、提出の必要はありません。
- ・翌3月が、指名願いの中間年にあたる場合は、提出してください。その場合中間年にあたる翌3月に再度、経営事項審査の総合評定値通知書を提出する必要はありません。